

甲府市公共交通等運行継続緊急支援金交付要綱

令和4年9月29日
まち第5号

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、継続的な運送事業に支障が生じている公共交通事業者等に対し、予算の範囲内において事業継続のための支援を行うことについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年6月法律183号。以下「運送法」という。）第4条の許可を受け、一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいる者をいう。
- (2) タクシー事業者 運送法第4条の許可を受け、一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業を除く。）を営んでいる者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 運送法第4条の許可を受け、一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいる者をいう。
- (4) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年6月法律第57号。以下「代行業法」という。）第4条の認定を受けている者をいう。

(支援対象者)

第3 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者であって、当該各号に定めるもの（以下「事業主体」という。）とする。ただし、令和4年10月1日時点において事業を営んでいる者とする。

- (1) 路線バス事業者 甲府市内に、運送法第5条第1項第1号に定める事業所又は運送法第5条第1項第3号に定める営業所を有し、道路運送法施行規則（昭和26年8月運輸省令第75号。以下「運送法施行規則」という。）第3条の3第1項第1号の路線定期運行を行っている事業者とする。ただし、運送法第38条に基づき、国土交通大臣に事業の休止の届出を行い、事業を休止している者を除く。
 - (2) タクシー事業者 甲府市内に、運送法第5条第1項第1号に定める事業所又は運送法第5条第1項第3号に定める営業所を有する事業者とする。ただし、運送法第38条に基づき、国土交通大臣に事業の休止の届出を行い、事業を休止している者を除く。
 - (3) 貸切バス事業者 甲府市内に運送法第5条第1項第1号に定める事業所を有する事業者とする。ただし、運送法第38条に基づき、国土交通大臣に事業の休止の届出を行い、事業を休止している者を除く。
 - (4) 自動車運転代行業者 甲府市内に代行業法第5条第1項第2号に定める営業所を有する事業者とする。ただし、第6に規定する交付申請時において、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年5月国土交通省令第62号。以下「代行業法施行規則」という。）第3条に規定する保険（共済）契約を締結していることの証明書（車両の異動事実が分かるものを含む。）を提出できる者に限る。
- 2 前項の規定は、令和4年10月1日時点で休止している事業者が、第5第2項に規定する期間内に事業を再開した場合において、第6に規定する交付申請を行うことを妨げない。
- 3 前項の場合において、支援の対象期間は、事業を再開する日から令和5年3月31日とし、支援金の額は日割計算により算定することとする。ただし、日割計算により千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(支援対象系統・車両)

第4 支援対象となる系統又は車両は、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、令和4年10月1日時点の系統の数又は車両台数を上限とし、第6に規定する交付申請時の系統の数又は車両台数を支援対象とする。

- (1) 路線バス事業者 次に掲げる要件を全て満たす系統とする。
 - ア 甲府市内を運行範囲とするもの又は甲府市内を経由するものであること。
 - イ 日常生活に供するものであること。
 - ウ 運送法施行規則第3条の3第1項第1号の路線定期運行をしているものであること。
 - エ 臨時・季節・特定目的等での運行をするものではないこと。
 - オ 地方自治体から委託を受けて運行するものではないこと。
 - (2) タクシー事業者 運送法第5条第1項第3号に定める営業所（甲府市を営業区域に含む営業所に限る。）に実在している事業用自動車両とする。
 - (3) 貸切バス事業者 運送法第5条第1項第3号に定める営業所（山梨県を営業区域とする営業所に限る。）に実在している事業用自動車両とする。
 - (4) 自動車運転代行業事業者 代行業法第5条第1項第2号に定める営業所（甲府市内に限る。）に実在している随伴用自動車両とする。
- 2 前項ただし書きの規定は、令和4年10月1日時点で休止している事業者が、第5第2項に規定する期間中に事業を再開した場合において、休止直前時点の系統の数又は車両台数を上限とし、第6に規定する交付申請時の系統の数又は車両台数を支援対象とする。
（支援金の額・支援の対象期間）

第5 支援金の額は、次の各号に掲げる事業主体の区分に応じ、当該各号に定めるものを支援金の額とする。

- (1) 路線バス事業者 甲府市内を運行範囲とするものは1系統につき120万円とし、甲府市内を経由するものは1系統につき30万円とする。
 - (2) タクシー事業者 支援対象車両1台につき6万円とする。
 - (3) 貸切バス事業者 支援対象車両1台につき36万円とする。
 - (4) 自動車運転代行業事業者 支援対象車両1台につき3万円とする。
- 2 支援の対象期間は、令和4年10月1日から令和5年3月31日とする。
（交付申請）

第6 事業主体は、甲府市公共交通等運行継続緊急支援金交付申請書（第1号様式）に、事業主体ごとに次に掲げる書類を添付し、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、申請を提出されたことをもって、支援金の請求を受けたものとみなす。

- (1) 路線バス事業者
 - ア 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの
 - イ 甲府市内に事業所を有していることを証するもの（甲府市内に事業所がない場合には甲府市内に営業所があることを証するもの）
 - ウ 系統一覧（市内・市内経由別）
 - エ 新型コロナウイルス感染症対策を講じていることを証するもの（写真等）
 - オ 利用促進策を講じていることを証するもの（写真等）
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) タクシー事業者
 - ア 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの
 - イ 甲府市内に事業所を有していることを証するもの（甲府市内に事業所がない場合には甲府市内に営業所があることを証するもの）
 - ウ 令和4年10月1日現在の甲府市内を営業区域に含む営業所に実在する事業用自動車両数を証するもの
 - エ 申請時点の甲府市内を営業区域に含む営業所に実在する事業用自動車両数を証するもの（全車両に係る車検証（有効期間が満了していないもの）及び保険（共済）証書）
 - オ 新型コロナウイルス感染症対策を講じていることを証するもの（写真等）
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (3) 貸切バス事業者
 - ア 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証するもの

- イ 甲府市内に事業所を有していることを証するもの
- ウ 山梨県内に営業所を有していることを証するもの
- エ 令和4年10月1日現在の山梨県内の営業所に実在する事業用自動車両数を証するもの
- オ 山梨県内の営業所に実在する事業用自動車両数を証するもの（全車両に係る車検証（有効期間が満了していないもの）及び保険（共済）証書）
- カ 新型コロナウイルス感染症対策を講じていることを証するもの（写真等）
- キ その他市長が必要と認める書類

(4) 自動車運転代行業者

- ア 自動車運転代行業の認定を受けていることを証するもの
- イ 代行業法施行規則第3条に規定された保険（共済）契約を締結していることを証するもの（車両の異動事実が分かるものを含む。）
- ウ 新型コロナウイルス感染症対策を講じていることを証するもの（写真等）
- エ その他市長が必要と認める書類

- 2 事業主体が複数種類の旅客自動車運送事業を営んでいる場合には、複数種類の旅客自動車運送事業分を申請することができる。この場合において、申請は、一の甲府市公共交通等運行継続緊急支援金交付申請書（第1号様式）で行うことができる。
- 3 前項の規定に関わらず、事業主体が一般乗合旅客自動車運送事業と一般貸切旅客自動車運送事業の両方を営んでいる場合には、申請対象は、一般乗合旅客自動車運送事業とする。（交付決定）

第7 市長は、第6の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否及び支援金の額を決定し、甲府市公共交通等運行継続緊急支援金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、事業主体に通知することとする。

（事業報告）

第8 事業主体（自動車運転代行業者を除く。）は、令和5年5月19日までに、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）第2条に基づき山梨運輸支局等に提出した輸送実績報告書を、甲府市に1部提出し、事業を継続したことを報告することとする。

- 2 自動車運転代行業者である事業主体は、令和5年4月14日までに、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年4月国家公安委員会規則第11号）第15条に基づき作成する乗務記録を、令和4年10月から令和5年3月の間で各月の最後に運行した日のもの1日分を用意（稼働率が最も高い1台分）の上、甲府市に提出し、事業を継続したことを報告することとする。この乗務記録の作成にあたっては、客車に係る道路運送車両法（昭和26年6月法律第185号）に規定する自動車登録番号その他これに類する認識の番号を追記するものとする。

（支援金の返還等）

第9 市長は、事業主体が次の各号のいずれかに該当したときは、その支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。この際、交付決定額を減額した場合であって、既に支援金の全部若しくは一部を交付しているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 法令等又はこの要綱に違反したとき
- (2) 代表者又は役員等が暴力団（甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有していたとき
- (3) 虚偽の申請又は不正な手段により支援金の交付を受けたとき
- (4) 第6に規定する交付申請後に事業の休止を行ったとき（交付決定した年度後の休止は除く。）
- (5) 第6に規定する交付申請後に系統を廃止したとき（交付決定した年度後の系統の廃止は除く。）
- (6) 第8に規定した事業報告を行わないとき

(7) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定により支援金の取り消すときは甲府市公共交通等運行継続緊急支援金取消通知書（第3号様式）により、支援金の返還を命ずるときは甲府市公共交通等運行継続緊急支援金返還通知書（第4号様式）により、事業主体に通知する。この場合において、支援金の取消額又は返還額は、前項の規定に該当した日等を考慮して日割計算により算定することとし、その他の事項については、市長が決定することとする。日割計算により千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

3 前2項に規定する支援金の交付決定の取消し及び支援金の返還により、事業主体が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。
(検査等)

第10 市長は、本事業に係る予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は帳簿、書類、その他物件等を検査することができる。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する日以前に、この支援金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、同項の規定に関わらず、同日後もなおその効力を有する。